議案第1号 川口地域における過疎地有償運送について

1. 経緯

- ●川口地域バスは、平成14年から自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送) として運行を開始し、平成22年3月の合併以降も長岡市が運行を引き継い できました。
- ●長岡市地域公共交通総合連携計画(平成22年3月策定)では、「利用が少ない路線や空白地域では、住民が主体となった運営を検討する」と位置づけています。
- ●平成25年4月からの住民が主体となった運行への移行を目指し、平成24年度に川口地域分科会を開催し協議を行ってきました。

■川口地域分科会の協議経過

平成24年度第1回川口地域分科会(平成24年7月31日)

川口地域バスの運営主体について

平成24年度第2回川口地域分科会(平成24年11月19日)

川口地域バスの運賃、運行ルート、時刻表について

2. 運行形態

● 川口地域バスは、NPO法人による<u>自家用有償旅客運送(過疎地有償運送)</u> による運行とします。

(道路運送法第78条2項、道路運送法施行規則第49条)

※過疎地有償運送は、過疎地域等において営利とは認められない範囲の対価(運賃)によって、自家用自動車(白ナンバーの車両)を使用して輸送を行うもの。

■道路運送法(抜粋)

(有償運送)

- 第七十八条 自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。) は、次に掲げる場合 を除き、有償で運送の用に供してはならない。
 - 災害のため緊急を要するとき。
 - 二 市町村(特別区を含む。以下この号において同じ。)、特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号)第二条第二項 に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送(以下「自家用有償旅客運送」という。)を行うとき。
 - 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて 地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

■道路運送法施行規則(抜粋)

(自家用有償旅客運送)

第四十九条 法第七十八条第二号 の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。

- 一 市町村が専ら当該市町村の区域内において行う、当該区域内の住民の運送(以下「市 町村運営有償運送」という。)
- 二 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利 活動法人又は前条各号に掲げる者(以下「特定非営利活動法人等」という。)が過疎 地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する<u>過疎地</u> 域その他これに類する地域において行う、当該地域内の住民、その親族その他当該地 域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であつて第五十一条の二十 五の名簿に記載されている者及びその同伴者の運送(以下「過疎地有償運送」という。)
- 三 特定非営利活動法人等が乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその付添人の運送(以下「福祉有償運送」という。)
 - イ 身体障害者福祉法第四条 に規定する身体障害者
 - ロ 介護保険法第十九条第一項 に規定する要介護認定を受けている者
- ハ 介護保険法第十九条第二項 に規定する要支援認定を受けている者
- ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

3. 運営・運行事業者

●川口地域のコミュニティバスの運営・運行は、「<u>特定非営利活動法人くらし</u>サポート越後川口」が行います。

■特定非営利活動法人くらしサポート越後川口の概要

名称	特定非営利活動法人くらしサポート越後川口
住所	長岡市川口中山 1441 番地
役員	代表理事:水落 優ほか12名
職員	3名
設立年月日	平成 23 年 10 月 1 日 (平成 24 年 1 月 10 日法人格取得)
会員	250世帯 (平成24年度)
主な事業	1. 地域の生活交通を確保するための活動 2. 集落・団体の地域づくり 3. インターンプログラムによる地域産業の推進、担い手の育成 4. 川口きずな館および周辺施設の管理運営 5. 会員による新たな活動

4. 旅客の範囲

●旅客の範囲は、「名簿登録者」に限定します。

(道路運送法施行規則第49条、第51条)

※登録の申請をしていただき、運行事業者が名簿の登録を行います。

■道路運送法施行規則(抜粋)【再掲】

(自家用有償旅客運送)

第四十九条 法第七十八条第二号 の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。

- 一 市町村が専ら当該市町村の区域内において行う、当該区域内の住民の運送(以下「市 町村運営有償運送」という。)
- 二 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は前条各号に掲げる者(以下「特定非営利活動法人等」という。)が過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域その他これに類する地域において行う、当該地域内の住民、その親族その他当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその同伴者の運送(以下「過疎地有償運送」という。)
- 三 特定非営利活動法人等が乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその付添人の運送(以下「福祉有償運送」という。)
- イ 身体障害者福祉法第四条 に規定する身体障害者
- ロ 介護保険法第十九条第一項 に規定する要介護認定を受けている者
- ハ 介護保険法第十九条第二項 に規定する要支援認定を受けている者
- ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

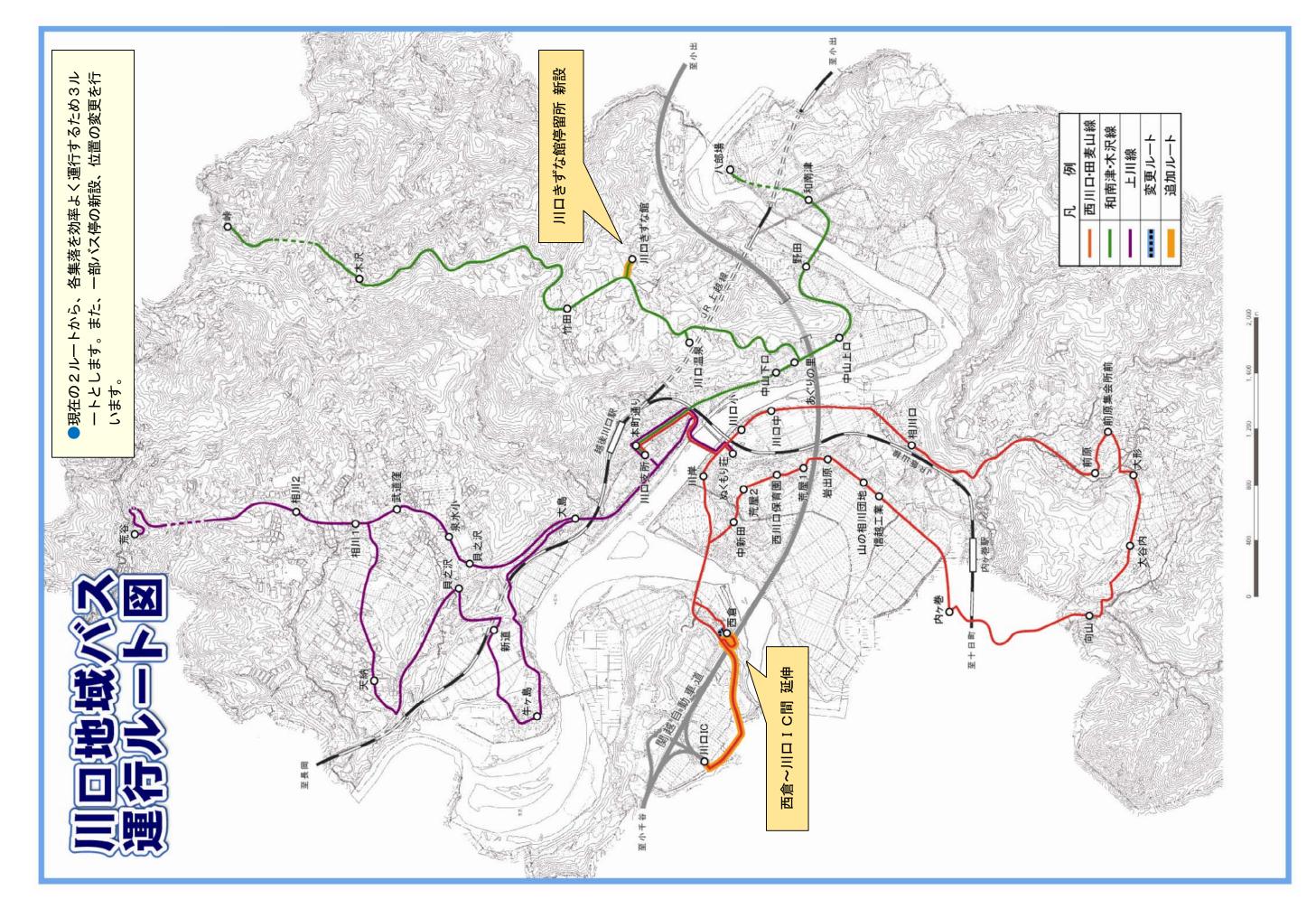
(旅客の名簿)

- 第五十一条の二十五 過疎地有償運送又は福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、その運送 サービスの提供を受ける旅客について、次に掲げる事項を記載した名簿を作成し、こ れを事務所に備えて置かなければならない。
 - 一 氏名
 - 二 住所
 - 三 福祉有償運送にあつては、運送を必要とする理由
 - 四 その他必要な事項

5. 運賃

●運賃は下表のとおりとします。

計画	【参考:現状】
[均一料金〕乗車1回につき大人:200円小学生:100円障害者等:100円回数券: 1,000円(100円券11枚綴り)※中学生以上は、大人料金とする。※未就学児は、無料とする。※障害者等は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持している者、介護認定を受けている者を言う。乗車時に、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳または、介護度が分かる介護保険証の提示が必要。	回数券の発行以外は同左



7. 停留所

●停留所は標識のみの表示とし、管理は、NPOが行います。

8. 運行本数・運行時刻

- ●現在の利用状況を考慮し、土・日曜日の運行はせず、平日の運行便数を増やします。また、要望の多かった正午前後のバス運行を行います。
- ●利用状況により、今後、運行本数等の見直しを行います。

項目	書	画	【参考:現状】		
	西川口・田麦山線		西川口· 田麦山·和南津線	月~金曜:7便 土曜:5便	
	和南津·木沢線	月~金曜:各7便			
運行本数	上川線		上川・木沢線	月~土曜:5便	
			町内循環線	月~金曜:1便	
			駅直行便	月~金曜:1便	
運行日数	257 日(平	成 25 年度)	308 日(平成 24 年度)		
運休日	土曜日、日曜日、1 (※祝日は運行)	2月31日~1月3日	日曜日、12月31日~1月3日 (※祝日は運行)		

西川口線(田麦山・西川口方面)

運行番号	101	102	103	104	105	106	107
川口支所	8:00	9:20	10:00	11:20	13:20	14:40	15:20
本町通り	8:01	9:21	10:01	11:21	13:21	14:41	15:21
ぬくもり荘	8:03	9:23	10:03	11:23	13:23	14:43	15:23
川岸	8:04	9:24	10:04	11:24	13:24	14:44	15:24
西倉	8:09	9:29	10:09	11:29	13:29	14:49	15:29
川口インター	8:11	9:31	10:11	11:31	13:31	14:51	15:31
中新田	8:13	9:33	10:13	11:33	13:33	14:53	15:33
荒屋2	8:14	9:34	10:14	11:34	13:34	14:54	15:34
西川口保育園	8:15	9:35	10:15	11:35	13:35	14:55	15:35
荒屋 1	8:16	9:36	10:16	11:36	13:36	14:56	15:36
岩出原	8:17	9:37	10:17	11:37	13:37	14:57	15:37
山の相川団地	8:17	9:37	10:17	11:37	13:37	14:57	15:37
信越工業前	8:19	9:39	10:19	11:39	13:39	14:59	15:39
内ヶ巻	8:21	9:41	10:21	11:41	13:41	15:01	15:41
向山	8:22	9:42	10:22	11:42	13:42	15:02	15:42
大谷内	8:23	9:43	10:23	11:43	13:43	15:03	15:43
大杉	8:24	9:44	10:24	11:44	13:44	15:04	15:44
前原公民館前	8:25	9:45	10:25	11:45	13:45	15:05	15:45
前原	8:26	9:46	10:26	11:46	13:46	15:06	15:46
相川口	8:27	9:47	10:27	11:47	13:47	15:07	15:47
川口中学校前	8:29	9:49	10:29	11:49	13:49	15:09	15:49
川口小学校前	8:30	9:50	10:30	11:50	13:50	15:10	15:50
ぬくもり荘	8:31	9:51	10:31	11:51	13:51	15:11	15:51
本町通り	8:33	9:53	10:33	11:53	13:53	15:13	15:53
川口支所	8:34	9:54	10:34	11:54	13:54	15:14	15:54

木沢線〔木沢・和南津方面〕

運行番号	201	202	203	204	205	206	207
川口支所	8:00	8:40	10:00	10:40	12:00	14:00	15:20
本町通り	8:01	8:41	10:01	10:41	12:01	14:01	15:21
中山下口	8:04	8:44	10:04	10:44	12:04	14:04	15:24
八郎場	8:09	8:49	10:09	10:49	12:09	14:09	15:29
和南津	8:10	8:50	10:10	10:50	12:12	14:14	15:30
野田	8:14	8:54	10:14	10:54	12:14	14:14	15:34
中山上口	8:15	8:55	10:15	10:55	12:15	14:15	15:35
川口温泉	8:18	8:58	10:18	10:58	12:18	14:18	15:38
川口きずな館	8:20	9:00	10:20	11:00	12:20	14:20	15:40
竹田	8:21	9:01	10:21	11:01	12:21	14:21	15:41
木沢	8:24	9:04	10:24	11:04	12:24	14:24	15:44
竹田	8:27	9:07	10:27	11:07	12:27	14:27	15:47
川口きずな館	8:28	9:08	10:28	11:08	12:28	14:28	15:48
川口温泉	8:30	9:10	10:30	11:10	12:30	14:30	15:50
あぐりの里	8:33	9:13	10:33	11:13	12:33	14:33	15:53
本町通り	8:36	9:16	10:36	11:16	12:36	14:36	15:56
川口支所	8:37	9:17	10:37	11:17	12:37	14:37	15:57

上川線〔牛ヶ島・荒谷方面〕

運行番号	301	302	303	304	305	306	307
川口支所	8:40	9:20	10:40	12:40	14:00	14:40	16:00
本町通り	8:41	9:21	10:41	12:41	14:01	14:41	16:01
ぬくもり荘	8:43	9:23	10:43	12:43	14:03	14:43	16:03
大島	8:46	9:26	10:46	12:46	14:06	14:46	16:06
牛ヶ島	8:49	9:29	10:49	12:49	14:09	14:49	16:09
新道	8:50	9:30	10:50	12:50	14:10	14:50	16:10
貝ノ沢(国道17号)	8:51	9:31	10:51	12:51	14:11	14:51	16:11
天納	8:54	9:34	10:54	12:54	14:14	14:54	16:16
相川 1	8:57	9:37	10:57	12:57	14:17	14:57	16:17
荒谷	8:59	9:39	10:59	12:59	14:19	14:59	16:19
相川2	9:01	9:41	11:01	13:01	14:21	15:01	16:21
武道窪	9:02	9:42	11:02	13:02	14:22	15:02	16:22
泉水小	9:03	9:43	11:03	13:03	14:23	15:03	16:23
貝ノ沢 (農協裏)	9:04	9:44	11:04	13:04	14:24	15:04	16:24
大島	9:05	9:45	11:05	13:05	14:25	15:05	16:25
本町通り	9:07	9:47	11:07	13:07	14:27	15:07	16:27
ぬくもり荘	9:10	9:50	11:10	13:10	14:30	15:10	16:30
本町通り	9:12	9:52	11:12	13:12	14:32	15:12	16:32
川口支所	9:13	9:53	11:13	13:13	14:33	15:15	16:33

9. 運行車両

●運行車両は、10人乗り乗用車で運行します。

運行車両	10 人乗り(運転手を除く)乗用車
台数	3台